

市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）の収納（現金の収納に限る。）

国民健康保険料の徴収（現金の徴収に限る。）

介護保険料の収納（現金の収納に限る。）

保育所保育料の収納（現金の収納に限る。）

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

（掲示済）

宇治市告示第27号

宇治市第3次ごみ処理基本計画について

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年宇治市条例第10号）第10条第1項の規定により、宇治市第3次ごみ処理基本計画（抜粋）を次のとおり告示します。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

第1節 基本方針

1 基本理念

私たち人類が進めてきた大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。その結果、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇など、地球的規模での環境問題を生じさせています。

私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があります。

私たち1人1人がそのことを自覚し、地球環境への負荷を低減するために、ものを大切にする文化を育み、循環型社会の形成に向けて、取り組みを進めなければなりません。

宇治市では、次のとおり基本理念を定め、実現を目指します。

基本理念

「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」

* 共生の環とは…

この計画では、“地球環境との調和”、“市民・事業者・行政による協働”、“次代への継承”などをイメージしており、“人と人のつながり”の中で、“循環型社会”を目指す姿を表現しています。

2 3つの基本方針

基本理念に基づき、3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進します。

（1）市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進

ごみの減量化を進めるため、市民、事業者、行政が連携して、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再利用）の3Rを推進し、環境への負荷が少ない循環型社会を構築します。

（2）効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築

良質のサービスを効率的かつ安定的に供給するため、ごみ処理システムの充実に努めます。

（3）ごみの適正処理の推進

違法行為や不適正処理の防止、ごみの排出マナーの向上などに努め、秩序ある安全で快適な社会を目指します。

3 市民、事業者、行政の責務

法令によって、国民（市民）、事業者、行政の責務が定められています。また、実際の地域社会においては、町内会・自治会などの市民団体が重要な役割を担っています。これらのことを基本に役割を分担し、連携を図りながら取り組みを推進します。

第2節 ごみ減量化目標

1 目標の設定年度

ごみ減量化の目標設定年度については、2028年（平成40年）度とします。なお、基準年度は最新データである平成29年度とします。

目標年度：2028年度（平成40年度）

基準年度：2017年度（平成29年度）

2 ごみ減量化目標値の設定

基本理念及び基本方針に基づき取り組みを進めていくために、ごみ減量化のチャレンジ目標値及びスローガンを下記の通り設定します。

（1）ごみの発生抑制に関する目標値

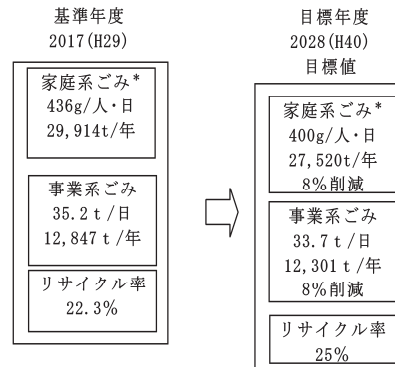
家庭系ごみ（可燃ごみ及び不燃ごみ）
：1人1日あたり平均排出量を8%削減
事業系ごみ：1日あたり平均排出量を8%削減

（2）ごみのリサイクルに関する目標値

リサイクル率 25%（集団回収を含む）

（3）ごみ減量化のスローガン

考えよう！ごみの減量 宇治市の未来



注：*は可燃ごみ及び不燃ごみの合計を指す

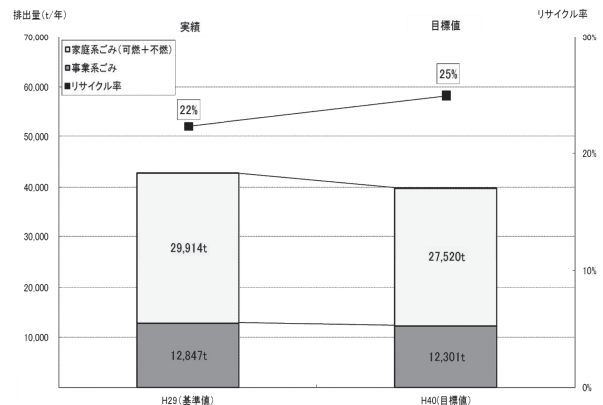


図5-2-1 基準値と推計値の関係

第3節 行動計画

基本方針に基づき、市民、事業者、市が、それぞれ立場、また協働して実施すべき行動指針を以下に示します。

1 市民

市民の皆さんそれぞれが「ごみを捨てる」ではなく「ごみを出す」という意識から、必要でなくなったモノのゆくえを考え、出来るだけ環境に負荷がかからない行動につなげる。

（1）環境への配慮

- 環境への負荷が大きいとされる製品を出来る限り使わないようにする。
- ごみとなった時に環境への影響が大きいモノは、市の分別に従ってきちんと出す。

（2）ごみの抑制（リデュース）の取り組み

- 生ごみとして出す前に、水分をよく切る。（生ごみの約50%が水分）
- 調理の方法を工夫して、調理の残菜を減らす。
- 食事を作りすぎないように工夫し、後で分けて食べる等、食べ残さずに食べ切る。
- マイバック、マイボトル等を利用することで、使い捨て容器・製品の消費を減らす。

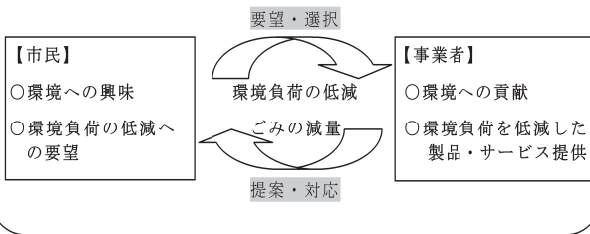
（3）再利用（リユース）の取り組み

- 積極的にリユースが可能な製品の購入を心がける。
- 衣類や家具の交換といった身近なリユースに取り組む。

（4）再生（リサイクル）の取り組み

- ルールに従った、ごみの分別を徹底する。
- 古紙回収に参加して、もえるごみに古紙類を出さないように努める。
- 包装紙の紙、紙製の容器包装、カタログ類等も雑紙として、古紙回収に出す。

【市民と事業者との協働】



2 事業者

事業者の皆さんそれぞれが、事業に伴うごみは自己処分する原則のもとに、出来るだけ環境に負荷がかからない行動につなげる。

(1) 環境への配慮

○生産・販売・廃棄を通して、環境への影響ができる限り少なくなるように努める。

(2) ごみの抑制(リデュース)の取り組み

○包装は出来る限り避けるか、簡素なものを勧める。
○計画的な仕入れや販売で商品が残ってごみとならないように努める。
○できるだけ長く使える製品の利用・販売に努める。
○ごみが出にくい製品づくりに努める。

(3) 再利用(リユース)の取り組み

○使わなくなったモノを再利用しやすい製品開発や環境作りに努める。
○フードサイクルに取り組む。

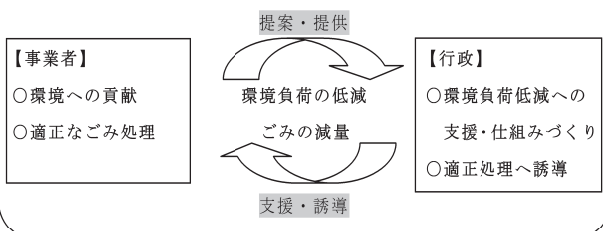
(4) 再生(リサイクル)の取り組み

○多量・均質であることが多い事業系ごみの特性を生かしてリサイクルに努める。
○事業系の生ごみ・あらゆる古紙について、リサイクルに努める。
○ごみとなっても分別しやすいモノづくりに努める。

(5) 適正なごみ処理の実施

○一般廃棄物・産業廃棄物を通して、適正かつ安全な処理を行う。
○紙おむつ等、衛生面に配慮が必要な廃棄物は、指定袋やコンテナを導入する等、ごみの収集・処理においても衛生が保てるよう協力する。
○有害物質が使われている製品は、最小限の利用に留める。

【事業者と行政の協働】



3 行政

市民・事業者の皆さんが、出来るだけ環境に負荷がかからない行動ができるよう、あらゆる啓発を行うとともに仕組みづくりに努める。

(1) 環境への配慮

○環境問題への関心を高めるため、未来を担う子供達を対象にした環境教育を中心にあらゆる支援を実施します。

(2) 市民・事業者への広報・支援

○3Rへの関心や適切な処理方法を普及させるため、情報提供及び支援に努めます。(市政だより・ごみ収集カレンダー・ホームページ・職員出前講座等)
○食品ロス削減につなげるため、食べ切りをテーマとした調理実習やイベントなどに取り組みます。
○事業系ごみの発生抑制及びリサイクルを促進するため、広報に努めます。

(3) ごみの抑制(リデュース)・再利用(リユース)・再資源化(リサイクル)の取り組み

○市民と事業者の模範となるよう、市のあらゆる活動で環境への配慮に努めます。
○長く使える製品を選び、ごみとなるまでのサイクルを長くするように努めます。

(4) 適正かつ安定なごみ処理の実施

○城南衛生管理組合や(一財)宇治廃棄物処理公社等と連携して、適正かつ安定なごみ処理システムを運営します。
○分別収集への協力を呼びかけ、分別精度の向上に努めます。
○ごみの不適正排出や不法投棄に対して、指導の徹底を図るとともに、自治会等と協力して啓発に努めます。

○適正処理や減量化の促進のために効果が高い、新たな分別収集品目を検討します。(水銀を含有したごみ等)

○事業系ごみは、城南衛生管理組合と連携して展開検査を含む排出指導に努めます。

○災害等の事態に対応できる処理体制づくりを進めます。

(5) 市民サービスの充実

○ふれあい収集制度等、市民ニーズの高い事業の実施・拡充に努めます。
○ごみの分け方や収集日程等について、新たな情報提供の手法を検討します。

○臨時ごみ収集時の収集運搬料金について、キャッシュレス化の支払いを検討します。

(6) 古紙回収事業の推進

自治会等の地域団体による、古紙及び古布の集団回収事業を推進します。また、さらなるもえるごみの減量につなげるため、雑紙類の回収が進むように努めます。

近年の古紙相場は、平成14～16年現在の古紙回収事業報償金制度導入当時と異なり、一定水準で推移しており、有償回収が可能なケースもあります。

様々な地域活動を担っている自治会等の地域団体は、報償金や古紙の売却益が貴重な財源となっている上、古紙回収量はペーパーレス化等により減少傾向であり、報償金の廃止や減額は、地域活動へ影響を及ぼすことも懸念されます。

このような状況を踏まえ、宇治市においては地域コミュニティを担う自治会等の地域団体の影響を考慮しながら、見直しについて検討します。

参考として古紙回収事業の実績を表5-3-1に示します。

表5-3-1 古紙回収事業の実績

年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実施団体	154	513	501	521	528	532	535	537		
古紙回収量(kg)	1,126,778	6,822,247	10,776,705	9,476,835	9,153,730	9,070,945	8,556,015	8,345,385		
古紙回収量の伸び	1.00	5.88	9.56	8.41	8.12	8.05	7.59	7.41		
報償金支払額(円)	5,633,890	33,102,595	54,621,075	46,132,675	44,571,650	44,171,825	41,628,475	40,618,525		
売却処理手数料(円)	4,489,610	476,800	-	-	-	-	-	-		
古紙回収経費(円)	10,123,500	33,579,395	54,621,075	46,132,675	44,571,650	44,171,825	41,628,475	40,618,525		

注:古紙回収量の伸びは平成10年度を1とする。 出典:宇治市の環境「古紙回収事業」(各年)及びごみ減量推進課資料より作成

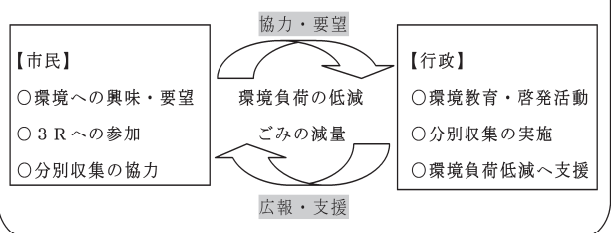
(7) 有料ごみ袋制について

環境負荷の低減や埋め立て処分地の延命のため、さらなるごみ減量をめざす必要があるとともに、市の財政状況が、人口減少・少子高齢社会の進展等のため厳しい状況が見込まれています。一方、市民負担が伴うことには、配慮する必要があります。

また、現在の無料指定ごみ袋制は、減量努力が費用負担の増減に反映しにくい面があるとともに、有料袋を導入している他市のごみが流入することも懸念されます。

このような状況を踏まえ、宇治市においては引き続きごみ減量に資する事業等を展開するために、有料ごみ袋制について検討します。

【市民と行政の協働】



第4節 SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画の関連について

1～3 省略

4 SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画の関連について

SDGsは国連で採択され、日本も国として積極的な参加を位置づけている世界的な目標となっています。2030年とされているSDGsの目標期間も本計画とほぼ同時期となります。特に、SDGsを受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ゴミ対策の推進等が含まれており、宇治市としても国際的な動きや国の考え方を注目しながら、基礎自治体の一つとして、貢献できるように努めます。

(1) SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画における市民・事業者の取り組み

本計画において、市民の皆さんと事業者の皆さんに求められているSDGsへの取り組みは、SDGsの17の目標のうち、目標⑫(持続可能な生産と消費)「持続可能な生産消費形態を確保する」であり、SDGsを受けて日本が具体的に推進するとした取り組み(8分野)の中にある循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ゴミ対策の推進等になります。

この役割は、本計画の第5章第3節「行動計画」にある「1 市民」及び

「2 事業者」で示している行動指針が該当します。

- 行動指針
- 市民
 - 環境への配慮
 - ごみの抑制（リデュース）の取り組み
 - 再利用（リユース）の取り組み
 - 再生（リサイクル）の取り組み
 - 事業者
 - 環境への配慮
 - ごみの抑制（リデュース）の取り組み
 - 再利用（リユース）の取り組み
 - 再生（リサイクル）の取り組み
 - 適正なごみ処理の実施

（2）SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画における行政の取り組み

- すでに取り組んでいる項目
 - 「食品ロス」を減らすための、市内小学校と連携した環境教育の一環としての、「食べきり広げようゼロの輪」（給食学習会等）、京都文教大学と連携したレシピの開発
 - 環境教育、出前講座による水切りの啓発
 - 資源ごみの分別収集を実施
- これから取り組むべき項目
 - SDGsの考え方に則った、市民・事業者・行政の連携を行動に結びつける
 - 事業系生ごみのリサイクル対策
 - 廃プラスチックへの対策（3Rと適正処理）
 - 新たな分別収集品目の検討

第5節 収集・運搬計画

1 収集運搬の主体

市域から発生する家庭系ごみの収集・運搬については、適正処理困難物などを除き市が行い、事業系ごみについては、事業者の責任において処理を行うことを基本とします。

2 分別区分及び収集方法等

平成30年度現在、市が収集するごみについては、表5-4-1のとおりとしており、毎年度、実施計画で定めます。

表5-4-1 分別収集品目一覧

収集区分	区分	収集方法	排出方法	主な回収車両	回収頻度
もえるごみの日	厨芥ごみ他	定点	袋	パッカー車	2回/週
	廃乾電池		別袋	(別途積載)	
もえないごみの日	金属、プラスチック等	定点	袋	パッカー車	1回/週
	スプレー缶・ボンベ缶		別袋	(別途積載)	
	ライター		別袋	(別途積載)	
プラマークの日	プラスチック製容器包装	定点	袋	パッカー車	1回/週
缶の日	缶類	定点	袋	パッカー車	2回/月
びん・ペットボトルの日	びん類	定点	別袋	ダンプ車	1回/2週
	ペットボトル		別袋	パッカー車	
古紙回収 (集団回収できない団体)	新聞、雑誌、段ボール、古布	定点	紐がけ	平ボディ車	1回/月
有料事業所ごみ	事業系のもえるごみ	申請・戸別	袋	パッカー車	5回以内/週
死骸回収	犬・猫等の死骸	申請・戸別 ・指定箇所	無指定	ダンプ車	随時
臨時・大型ごみ	臨時ごみ・大型ごみ	申請・戸別	無指定	パッカー車	随時
	大型ごみ(一部)※			ダンプ車	
	家電リサイクル法対象品※				
	廃業パソコン※				
清土回収	清掃除の土砂等	申請・指定箇所	回収容器	ダンプ車	随時
拠点回収	紙パック	拠点回収	紐がけ	平ボディ車	1回/週
	廃食油		ボトル等		
	ペットボトルキャップ		無指定		
	蛍光管				
	小型家電				

※大型ごみの一部は、マッサージチェア・大型マットレス・コンクリートブロック等
 ※家電リサイクル法の対象品は、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機等
 ※廃業パソコンは、メーカー及びパソコン3R推進協会処分対象外品
 ※拠点回収品目は、もえないごみの日などにも排出することができる

第6節 中間処理計画

もえるごみやもえないごみは、最終処分場への負荷を低減するため、中間処理として焼却や破砕を行い、衛生的な処理とともに、ごみ減容化や含まれる金属類の資源化をします。また、資源ごみは、資源としての精度を上げるため、手選別等により異物の除去や選別を行っています。

1 中間処理施設

市域から排出されたごみ（一般廃棄物に限る）については、城南衛生管理組合で中間処理を行うことを基本とし、詳細は実施計画で定めます。

2 施設の概要

城南衛生管理組合の中間処理施設の概要について表5-5-1に示します。

表5-5-1 中間処理施設の概要

施設の名称		施設の種類	規模	処理方式	稼働年	運営主体
城南衛生管理組合	クリーン21長谷山	焼却処理施設	240t/日	ストーカ式 全連続燃焼式	H18.9	城南衛生管理組合
	グリーンパーク折居	焼却処理施設	115t/日	ストーカ式 全連続燃焼式	H30.4	
	小動物焼却施設	小動物 焼却施設	100kg/2h	台車付 直上再燃焼式	H18.9	
	エコ・ポート長谷山	リサイクル センター	46t/日	－	H11.2	
	リサイクルセンター長谷山	リサイクル センター	粗大・不燃ごみ: 60t/日 プラスチック製容器包装: 17t/日	二輪低速回転式 ＋壁型高速回転式	H27.4	

出典:城南衛生管理組合より

第7節 最終処分計画

中間処理等を経て、最終に残った再生利用が困難なごみを、埋立により処分します。

1 最終処分施設

中間処理後の最終処分については、大阪湾臨海環境整備センター（尼崎沖、泉大津沖、神戸沖及び大阪沖）、城南衛生管理組合（グリーンヒル三郷山）、(一財)宇治廃棄物処理公社（仙郷山廃棄物埋立処分地）において埋立処分を行います。

各施設とも当面の残容量は確保されていますが、ごみの減量化によりさらなる施設の延命に努めます。

最終処分施設の概要について表5-6-1に示します。

表5-6-1 最終処分施設の概要

施設の名称	施設の区分	規模	埋立方式	稼働年	運営主体
尼崎沖埋立処分場 泉大津沖埋立処分場 神戸沖埋立処分場 大阪沖埋立処分場	管理型	7,600万m ³	海上埋立	S61.4	大阪湾広域臨海 環境整備センター
グリーンヒル三郷山	管理型	200,000m ³	サンドイッチ 方式	H135	城南衛生管理組合
一般財団法人 宇治廃棄物処理公社 廃棄物埋立処分地	管理型	1,171,156m ³	サンドイッチ 方式	S53.3	一般財団法人 宇治廃棄物処理公社

出典:大阪湾広域臨海環境整備センターホームページ、城南衛生管理組合、一般財団法人 宇治廃棄物処理公社より

(掲示済)

宇治市告示第28号

平成31年度一般廃棄物処理実施計画について

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年宇治市条例第10号)第10条第1項の規定により、平成31年度の宇治市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

1 一般廃棄物の処理状況

種 類			量	
ごみ	家庭系ごみ	可 燃 ご み	24,690	t/年
		不 燃 ご み	6,251	t/年
		粗 大 ご み	179	t/年
	小 計		31,120	t/年
	事業系ごみ	可 燃 ご み	12,006	t/年
		不 燃 ご み	250	t/年
資源	小 計		12,256	t/年
	資源ごみ	容器包装廃棄物	4,914	t/年
		その他資源ごみ	7,684	t/年
	小 計		12,598	t/年

計		55,974	t/年
し	尿	5,191	kl/年
	浄化槽汚泥	16,221	kl/年
尿		21,412	kl/年

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類	収集処理 区分	処理主体	中 間 処 理				最 終 処 分	
			破碎処理	焼却処理	選 別	保 管	埋立処分	引取、売却等
家庭系ごみ	可燃ごみ	宇治市 (直営・委託)		城南衛生 管理組合			城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	業 者
	不燃ごみ (スプレー缶を含む。)	宇治市 (直営・委託)	城南衛生管理組合				城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	業 者
	粗大ごみ	宇治市(直営) 排出者	城南衛生管理組合				城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	業 者
事業系ごみ	可燃ごみ	宇治市(直営) 許可業者 排出者		城南衛生 管理組合			城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	業 者
	不燃ごみ	宇治市(直営) 許可業者 排出者	城南衛生管理組合				城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	業 者
資源系ごみ	缶 類	宇治市 (直営・委託)			城南衛生管理組合 社会福祉施設		城南衛生管理組合	業 者
	びん類	宇治市 (直営・委託)			城南衛生管理組合		城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社	業 者 指定法人
	紙パック	宇治市 (拠点回収)			社会福祉施設(保管のみ)			業 者
	ペットボトル	宇治市 (直営・委託)			城南衛生管理組合		城南衛生管理組合	指定法人
	プラスチック製 容器包装	宇治市(直営)			城南衛生管理組合		城南衛生管理組合	指定法人
	段ボール	宇治市(直営・委託) 自治会等			宇治市(保管のみ) 民間業者			業 者
	古 紙	宇治市(直営・委託) 自治会等			宇治市(保管のみ) 民間業者			業 者
	生ごみ							自家処理
	廃乾電池	宇治市 (直営・委託)				城南衛生 管理組合		業 者
	魚アラ	排出者			京都市魚アラ中継施設			
	せん 剪定枝	宇治市(直営) 排出者			城南衛生管理組合			
	廃家電製品	宇治市 (直営・委託)			宇治市(保管のみ) 再資源化施設			業 者
	廃パソコン	宇治市(直営)			城南衛生管理組合 再資源化施設			業 者
	廃食油	宇治市(拠点回収) 協力団体等						業 者

(2) し 尿

種類	収集処理 区分	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
			し尿処理施設	埋立処分
	し 尿	城南衛生管理組合及び同組合の委託業者	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社
	浄化槽 汚 泥	城南衛生管理組合の許可業者	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社

3 一般廃棄物の処理実施計画

(1) ごみ処理実施計画

(ア) 収集運搬計画

種 類		項 目	処理主体	収 集 区 域 の 範 囲	収集回数	収 集 の 方 法
家 庭 系 ご み	可 燃 ご み	宇 治 市 (直営・委託)	市 内 全 域	週 2 回	ステーション方式	
	不 燃 ご み (スプレー缶 を含む。)	宇 治 市 (委託)	市内全域(下記を除く。)	週 1 回	ステーション方式	
		宇 治 市 (直営)				市内一部山間地域
	粗 大 ご み	宇 治 市 (直営)	市 内 全 域	随 時	個 別 収 集	
		排 出 者			自 己 搬 入	
事 業 系 ご み	可 燃 ご み	宇 治 市 (直営)	市 内 全 域	週2～5回	個 別 収 集	
		許可業者		随 時		
		排 出 者			自 己 搬 入	
	不 燃 ご み	宇 治 市 (直営)	市 内 全 域	随 時	個 別 収 集	
		許可業者			自 己 搬 入	
		排 出 者				

※ 資源ごみは、(イ)に記載

※ 宇治市ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）は、別に定める。

(イ) ごみの排出抑制・再資源化計画
排出抑制の方法

種 類		項 目	処理主体	排 出 抑 制 の 方 法
家 庭 系 ご み	可 燃 ご み	宇 治 市 (直営・委託)	宇 治 市 (直営・委託)	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表等で分別・減量の啓発 2 古紙回収事業の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 廃食油回収支援事業の推進 5 生ごみの水切り啓発 6 指定ごみ袋の導入
				1 広報紙・ちらし(分別)・日程表等で分別・減量の啓発 2 容器包装廃棄物回収の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 指定ごみ袋の導入
			宇治市 排出者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表等で分別・減量の啓発 2 リサイクル情報センター(観光振興課)の活用 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進
事 業 系 ご み	可 燃 ご み	宇治市 許可業者 排出者	宇治市 許可業者 排出者	1 広報等で分別・減量の啓発 2 減量、再資源化等の促進要請 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 透明袋導入による分別・減量の促進 5 収集車の展開検査による適正分別・収集の促進
	不 燃 ご み	宇治市 許可業者 排出者	宇治市 許可業者 排出者	1 広報等で分別・減量の啓発 2 減量、再資源化等の促進要請 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 透明袋導入による分別・減量の促進 5 収集車の展開検査による適正分別・収集の促進

再資源化の方法及び収集量

種 類		項 目	収集区域 の 範 囲	収集回数	方 法	収集量	搬 入 先
容 器 包 装 廃 棄 物	缶 類	市内全域	2回／月	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	297 t /年	城南衛生管理組合 社会福祉施設	
	びん類	市内全域	1回／2週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	1,196 t /年	城南衛生管理組合	
	紙パック	市内全域（拠点）	1回／週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（63か所）。	22 t /年	城南衛生管理組合 社会福祉施設	
	ペットボトル	市内全域	1回／2週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	494 t /年	城南衛生管理組合	
	プラスチック製容器包装	市内全域	1回／週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	1,674 t /年	城南衛生管理組合	
	段ボール	市内全域	おおむね1～2回／月	民間業者と契約して市と協定を結んだ自治会等に対する報償金制度（5円/kg）	1,231 t /年	古紙再生業者	
小 計						4,914 t /年	

そ の 他 資 源 ご み	古紙類 (古布類を含む。)	市内全域	おおむね1～2回/月	民間業者と契約して市と協定を結んだ自治会等に対する報償金制度 (5円/kg)	7,117 t/年	古紙再生業者
	生ごみ			既存の生ごみ堆肥化容器等による。	84 t/年	自 家 処 理
	廃乾電池	市内全域	2回/週	可燃ごみ収集時に分別収集	44 t/年	城南衛生管理組合
	魚アラ	市内全域	随 時	各業者等が京都市魚アラ中継施設に搬入	439 t/年	京都市魚アラ中継施設
	剪定枝	市内全域	随 時	各業者等が城南衛生管理組合に持ち込む。	419 t/年	城南衛生管理組合
	廃家電製品	市内全域	随 時	不法投棄されたものを市が回収して再資源化施設へ持ち込む。	5 t/年	再資源化施設
		市内全域	1回/月	各家庭から市に収集依頼されたものを家電製品協会指定引取場所へ持ち込む。	4 t/年	指定引取場所
	廃パソコン	市内全域	随 時	不法投棄されたもの等を市が回収して再資源化施設及び城南衛生管理組合へ持ち込む。	1 t/年	再資源化施設 城南衛生管理組合
	廃食油	市内全域(拠点)	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う(11か所)。	11,492 ㍓/年	再資源化施設
		当該地域		「市に登録した市民の団体等」が廃食油を自主的活動で回収し、業者が集積所で回収	37,508 ㍓/年	再資源化施設
	ペットボトルキャップ	市内全域(拠点)	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う(11か所)。	2 t/年	城南衛生管理組合
	蛍光管	市内全域(拠点)	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う(11か所)。	0 t/年	城南衛生管理組合
	小型家電	市内全域(拠点)	2回/週	小型家電リサイクル法に基づく分別収集で、市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う(11か所)。	7 t/年	再資源化施設
小 計 (廃食油を除く。)					8,122 t/年	
合 計 (廃食油を除く。)					13,036 t/年	

(ウ) ごみ処理フロー

家庭系

処理区分 処理 種類 主体等	収 集 運 搬			中 間 処 理			
	処理主体	量	搬 入 先	破 碎	残 さ 量	処 分 方 法	
可燃ごみ	宇治市 (直営・委託)	24,690t/年	城南衛生管理組合 クリーンパーク折居				
不燃ごみ	宇治市 (直営・委託)	6,251t/年 (スプレー缶 29t/年を含む。)	城南衛生管理組合 破碎 6,049t/年 直接埋立(→公社) 0t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山	宇治市委託業者 6,049t/年	可燃物 3,762t/年 アルミ選別残渣 865t/年 不燃物 773t/年 不純物 0t/年 プラスチック 240t/年 鉄 378t/年 アルミ 23t/年 処理困難物 9t/年 (計 6,050t/年)	埋立処分 1,878t/年 焼却処理 3,762t/年 売 却 410t/年 (計 6,050t/年)
粗大ごみ	宇治市 (直営) 排出者	179t/年	城南衛生管理組合 市町搬入(三郷山)6t/年 * 非飛散性アスベスト等 (一財)宇治廃棄物処理公社 375t/年				

中 間 処 理				最 終 処 分		
焼 却				埋 立 処 分		売却処分等
処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量	
城南衛生管理組合	宇治市	2,868	埋立処分	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 2,847t/年	業者等 21t/年
クリーンパーク折居	24,690t/年	t/年	売却等	城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 3,762t/年	484 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 460t/年	業者等 375t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合・排出者 0t/年(アスベスト等を含む。)	
				(一財)宇治廃棄物処理公社	城南衛生管理組合委託(→一財三郷山) 1,878t/年 宇 治 市 委 託 375t/年	

事業系

処理区分 処理 種類 主体等	収 集 運 搬			中 間 処 理			
	処理主体	量	搬 入 先	破 碎	残 さ 量	処 分 方 法	
可燃ごみ	宇治市	1,491t/年	城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 1,491t/年 クリーン21長谷山 10,515t/年				
	排出者	10,515t/年					
	合 計	12,006t/年					

不燃ごみ	宇治市	150t/年	(一財)宇治廃棄物処理公社 250t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山	宇治市 排出者 0t/年	可燃物 0t/年	埋立処分 0t/年
	排出者	100t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 0t/年			不燃物 0t/年	
	合 計	250t/年	グリーンヒル三郷山 0t/年			不純物 0t/年	
						プラスチック 0t/年	売却 0t/年
						鉄 0t/年	(計 0t/年)
						アルミ 0t/年	
						処理困難物 0t/年	
						(計 0t/年)	

中 間 処 理				最 終 処 分		
焼 却				埋 立 処 分		売却処分等
処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居	宇治市 1,491t/年	1,539 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 1,465t/年	業者等 74t/年
城南衛生管理組合 クリーン21長谷山	排出者 10,515t/年			城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 0t/年	0 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 0t/年	業者等 0t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
				(一財)宇治廃棄物処理公社	城南衛生管理組合委託(→一部三郷山) 0t/年	
					宇 治 市 委 託 250t/年	

容器包装廃棄物

処理区分 種類/主体等	収 集 運 搬			中 間 処 理 等				最終処分	
	処理主体	量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入者及び量	分別基準適合物量	処理主体及び施設	分別基準適合物量	売却処分 その他
缶 類	宇治市 (直営・委託)	297 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 204t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 204t/年	スチール 63 t/年 アルミ 64 t/年 (計 127 t/年)	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	スチール 63 t/年 アルミ 64 t/年 (計 127 t/年)	業 者 127 t/年
			社会福祉施設 93t/年	社会福祉施設	宇治市 93t/年	スチール 46 t/年 アルミ 47 t/年 (計 93 t/年)	社会福祉施設	スチール 46 t/年 アルミ 47 t/年 (計 93 t/年)	業 者 93 t/年
びん類	宇治市 (直営・委託)	1,196 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 1,196t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 1,196t/年	無色 296 t/年 茶色 213 t/年 その他 111 t/年 (計 620 t/年)	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	無色 296 t/年 茶色 213 t/年 その他 111 t/年 (計 620 t/年)	業 者 509 t/年 指 定 法 人 111 t/年
紙バック	宇治市 (直営)	22 t/年	社会福祉施設 22t/年				社会福祉施設	紙バック 22 t/年	業 者 22 t/年
ペットボトル	宇治市 (直営・委託)	494 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 494t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 494t/年	ペットボトル 412 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	ペットボトル 412 t/年	指定法人 412 t/年
プラスチック 製容器包装	宇治市 (直営)	1,674 t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 1,674t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 (選別)	宇治市 1,674t/年	プラスチック製容器包装 1,508t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 (ストックヤード)	プラスチック製容器包装 1,508 t/年	指定法人 1,508 t/年
段ボール	宇治市 (直営・委託) ・自治会等 (集団回収)	1,231 t/年	宇治市 (保管のみ) 古紙回収業者 1,231t/年	古紙再生業者	宇治市(保管のみ) 古紙回収業者 1,231t/年	段ボール製容器包装 1,231t/年	宇治市古紙倉庫 再資源化施設	段ボール製容器包装 1,231t/年	業 者 1,231 t/年

* 分別基準適合物量：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量も含む。
* 中間処理の選別後、発生した残さについては破砕処理又は埋立処分を行う。

その他の主な資源ごみ

処理区分 種類/主体等	収 集 運 搬			中 間 処 理 等				最 終 処 分	
	処理主体	量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量
廃家電製品 (不法投棄)	宇治市 (委託)	5 t/年	再資源化施設 5t/年	再資源化施設	宇治市 (委託) 5t/年		再利用		
廃家電製品	宇治市 (直営)	4 t/年	家電製品協会 指定引取場所 4t/年	家電製品協会 指定引取場所	宇治市 4t/年		再利用		
廃パソコン (不法投棄等)	宇治市 (直営・委託)	1 t/年	再資源化施設 城南衛生管理組合 1t/年	再資源化施設 城南衛生管理組合	宇治市 1t/年		再利用	再資源化施設	
廃食油	宇治市 (直営) 協力団体等	49,000 l/年	再資源化施設 49,000l/年	再資源化施設	業者 49,000l/年		再利用	再資源化施設	
ペットボトル キャップ	宇治市 (直営)	2 t/年	城南衛生管理組合 2t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 2t/年		再利用	再資源化施設	
蛍光管	宇治市 (直営)	0 t/年	城南衛生管理組合 0t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 0t/年		再利用	再資源化施設	
小型家電	宇治市 (直営)	7 t/年	再資源化施設 7t/年	再資源化施設	宇治市 (委託) 7t/年		再利用	再資源化施設	

(エ) 住民に対する広報・啓発活動

広報(発行頻度、内容等)

10回程度/年、分別排出方法、減量、リサイクル等

啓発活動

チラシの作成・配布

児童・幼児教育(収集車両、紙芝居等を利用)

看板設置

マスメディア(FMうじ等)による広報

宇治市ホームページによる広報

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る

分別排出等の啓発活動

出前講座

(オ) 中間処理施設の概要

・焼却施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	宇治市宇治折居18
処 理 方 式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
公 称 能 力	120 t/日×2基	57.5 t/日×2基

・破碎施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	リサイクルセンター長谷山
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270
処 理 方 式	二軸低速回転式 縦型高速回転式
公 称 能 力	60t/日

・再資源化施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山 プラスチック製容器包装資源化施設
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
公 称 能 力	46 t/日	17t/日

(カ) 最終処分施設の概要

処 理 主 体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター
施 設 名 称	グリーンヒル三郷山	泉大津埋立処分場
所 在 地	久御山町佐古梶石1-3	泉大津市夕風町地先
埋 立 方 式	サンドイッチ工法	—
埋 立 面 積	17,000㎡	2,030,000㎡
埋 立 容 積	200,000㎡	31,000,000㎡
残 余 量	106,000㎡	—

処 理 主 体	(一財)宇治廃棄物処理公社	
施 設 名 称	(一財)宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地	
所 在 地	宇治市池尾仙郷山6番地2	
埋 立 方 式	サンドイッチ工法	
埋 立 面 積	第1期～第3期処分地	123,459㎡
埋 立 容 積	第1期～第3期処分地	1,171,156㎡
残 余 量	—	

(2) 生活排水処理実施計画

(ア) 生活排水処理計画

区 分	処 理 主 体	区 域	人 口
1 計画処理区域内人口		市内全域	186,703
2 水洗化・生活排水処理人口			167,805
(1) コミュニティ・プラント			
(2) 合併処理浄化槽	個 人 等		20,140
(3) 下水道	宇 治 市 (公 共)	宇治川東岸一菟道等	59,319
	京 都 府 (流 域)	宇治川西岸一横島町・小倉町・広野町等	88,346
(4) 農業集落排水施設			
3 水洗化・単独処理浄化槽 (生活排水未処理人口)	個 人 等		14,923
4 非水洗化人口	し尿収集 城南衛生管理組合		3,966
	自家処理 個 人 等		9
5 計画処理区域外人口			

(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬計画

項 目 種 類	処 理 主 体	収集区域の範囲	収 集 回 数	備 考
し 尿	城南衛生管理組合 委託業者	市 内 全 域	おおむね20日毎収集	定期収集
	城南衛生管理組合 委託業者	市 内 全 域	随 時	臨時収集
浄 化 槽 汚 泥	城南衛生管理組合 許可業者	市 内 全 域	年1～2回	

(ウ) し尿・浄化槽汚泥処理フロー

種類	処理区分 処理 主体等	収 集 運 搬			中 間 処 理			
					し 尿 処 理			
		処理主体	量	搬 入 先	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法
し 尿		城南衛生管理組合 委託業者	5,191 kl/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 委託業者 5,191kl/年	19 t/年	埋立処分
浄 化 槽 汚 泥		城南衛生管理組合 許可業者	16,221 kl/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 許可業者 16,221kl/年	58 t/年	埋立処分

最 終 処 分	
埋 立 処 分	
処理主体及び施設	量
(一財)宇治廃棄物処理公社 城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	19 t/年
(一財)宇治廃棄物処理公社 城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	58 t/年

(エ) 処理施設の概要

・し尿処理施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	クリーンピア沢
所 在 地	八幡市八幡沢1
処 理 方 式	前処理＋希釈＋公共下水道排水

・最終処分場

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	グリーンヒル三郷山
所 在 地	久御山町佐古梶石1-3
埋 立 方 式	サンドイッチ工法
埋 立 面 積	17,000㎡
埋 立 容 積	200,000㎡
残 余 量	102,000㎡

処 理 主 体	(一財)宇治廃棄物処理公社
施 設 名 称	(一財)宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所 在 地	宇治市池尾仙郷山6番地2
埋 立 方 式	サンドイッチ工法
埋 立 面 積	第1期～第3期処分地 123,459㎡
埋 立 容 積	第1期～第3期処分地 1,171,156㎡
残 余 量	—

(掲示済)

宇治市告示第32号

平成31年度固定資産の価格等の登録について

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の平成31年度の価格等の全てを登録したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により告示します。

平成31年4月1日

宇治市長 山本 正

(掲示済)

宇治市告示第34号

宇治市国民健康保険被保険者証の無効について

次の国民健康保険被保険者証を無効としたので告示します。

平成31年4月12日

宇治市長 山本 正

保険者番号	260059	260059
被保険者証の記号	宇6001	宇6001
被保険者証の番号	6996	6996
被保険者証の適用開始日	平成27年9月11日	平成24年7月31日
被保険者証の交付日	平成30年4月1日	平成30年4月1日
無効とする日	平成31年3月5日	平成31年3月5日
理由	紛失	紛失

宇治市告示第35号

宇治市収納代理金融機関の名称変更について

宇治市収納代理金融機関に指定している株式会社関西アーバン銀行から、合併による名称変更の届出がありましたので次のとおり告示します。

平成31年4月12日

宇治市長 山本 正

- 変更前の名称
株式会社関西アーバン銀行
- 変更後の名称
株式会社関西みらい銀行
- 変更の期日
平成31年4月1日
- 収納業務取扱店舗
当該銀行の国内所在の本店、支店及び出張所

宇治市告示第36号

指定居宅介護支援事業所の事業の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業所から廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月12日

宇治市長 山本 正

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26712 00190	ゆいネット	有限会社 ゆいネット	平成31年 3月31日	居宅介護支援
	宇治市羽戸山二丁目1番地の107			
26712 00885	ヴィラ鳳凰居宅介護支援事業所 槇島センター	社会福祉法人 悠仁福祉会	平成31年 3月31日	居宅介護支援
	宇治市槇島町大川原35番地の5			

公 告

宇治市公告第12号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書

を次のとおり縦覧に供します。

平成31年4月12日

宇治市長 山本 正

- 縦覧期間
平成31年4月12日以後、常時備え置くこととします。
- 縦覧場所
宇治市産業地域振興部農林茶業課

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第28号

選挙公報の配布方法等について

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙における選挙公報は、次のとおり配布します。

平成31年3月28日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

選挙公報の配布方法等

配布方法 各世帯への個別配布
配布予定日 平成31年4月1日～

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第29号

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

平成31年3月28日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

職務を行 うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月30日				
3月31日				
4月1日				
4月2日				
4月3日				
4月4日				
4月5日				
4月6日				

(揭示済)